

2024.8

清風南海学園

危機管理マニュアル

第2版

清風南海学園 危機管理マニュアル

1 趣旨

災害発生などの際に、学校の危機管理体制と教職員の役割、教職員・生徒の心得など、災害時における具体的な対応策をあらかじめ計画する。

また、研修や避難訓練等の実践を通じて、その周知徹底を図ることにより、生徒の生命及び安全の確保に万全を期すため、本マニュアルを策定する。

2 危機管理委員会（災害発生時は、災害対策本部とする。）

- 危機管理委員会は、校長・事務長・中学教頭・高校教頭・主幹教諭・指導教諭・各部長・各学年主任・生徒指導主事・保健主事（養護教諭）で構成し、防災対策を企画し実施する。
- 災害時は災害対策本部として、校内状況の把握、情報収集、関係機関等との連絡調整を行うとともに、対応方針を決定し実施する。
- 校長は、委員長として委員会を統括する。災害時は本部長として指揮命令を行う。
- 災害の状況などについて、適宜大阪府教育庁（私学課）に報告する。

3 危機管理担当者

学校危機管理担当者は、学校から 5km 以内または学校近辺に居住する職員の中から選出する。

夜間休日等の勤務時間外において、震度 6 弱以上が観測されたとき職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、自動的に（特別非常配備態勢の発令の連絡がない場合でも発令がされたものと認識して）学校に参集し、応急対策業務に従事する。

4 その他の教員

学校の教職員は、管理運営への協力・支援を行う。そのため一刻も早く学校に参集し、危機管理態勢を整えること。

5 災害発生時における対応について

◎教職員の心得

(1) 火災が発生した場合

- ・消防署へ通報する。
- ・非常ベル、校内放送により緊急事態を伝える。
- ・初期消火活動をする。
- ・延焼を防ぐため、扉・窓を閉鎖するよう指示する。
- ・避難経路・避難場所の安全が確認された後、訓練の要領に従い生徒を避難させる。
- ・生徒が負傷したときは、応急処置を施し、場合によっては救急車の出動を要請すると同時にその旨を保護者に対し連絡・説明する。

(2) 緊急地震速報（警報）〔以下「緊急地震速報」という〕又は地震が発生した場合

- ・緊急地震速報が発令された場合、中・高教頭、主幹教諭、指導教諭又教職員は校内放送により生徒へ緊急地震速報発令を周知させる。
- ・緊急地震速報発令又は地震を感じたら、生徒に窓やロッカーから離れ机の下に入るよう指示する。
- ・身を隠す場所がない場合は、落下物から身を守るため本・かばんで頭を隠し、低い姿勢をとるよう指示する。何よりも頭をまず保護するよう指示する。
- ・火を使う施設では、揺れが収まれば火の始末をし、ガスの元栓を閉じ、電気のコンセントを抜く。
- ・避難経路・避難場所の安全が確認された後、訓練の要領に従い生徒を避難させる。
- ・生徒の安否を確認し、対策本部に適宜報告する。
- ・生徒が負傷したときは、応急処置を施し、場合によっては救急車の出動を要請すると同時にその旨を保護者に対して、連絡・説明する。対策本部に適宜報告する。
- ・テスト中は担当教員が当該クラス生徒の安全に注意し指導にあたる。その再開については放送もしくは、伝達に基づき行う。
- ・授業担当教員以外は安全を確認し速やかに職員室に戻り本部の指示に従う。

(3) 津波の発生が予想される場合

- ・ラジオ・テレビ・広報車などを通じて正しい情報を入手し、津波の発生が予想される場合は、すみやかに校舎の3階以上に避難するよう校内放送などを通じて周知徹底をはかる。

◎生徒の心得

(在校中に災害にあったら)

- ・緊急地震速報発令の放送が入ったり地震を感じたら、窓やロッカーから離れ机の下に入る。
- ・身を隠す場所がない場合は、落下物から身を守るため本・かばんで頭を隠し、低い姿勢をとり、何よりも頭をまず保護する。
- ・あわてることなく先生の指示に従って、自らの身を守り、訓練の要領に従い避難する。(火災・地震・津波等)
- ・休み時間、又は放課後、屋外で活動している場合は建物等から離れ落下物から身を守る。

(登下校時に災害にあったら)

- ・電車、バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。
- ・歩行中は、ガラスの飛散などに注意し、手近なかばんや上着で頭部を守りながら、できるだけ車に注意しながら道路の中央側による。垂れ下がった電線には近づかない。
- ・大きな揺れが収まったら、学校・自宅・避難所のいずれか一番近い所に避難する。避難所に避難した生徒は、家庭もしくは学校と連絡を取り、自己の所在地、安否を伝え(N T T災害用伝言ダイヤル電話・公衆電話等により)、必要な指示を受ける。
- ・速やかに近くの高い建物の安全を確認し3階以上に避難するか、もしくは海抜の高い方へ避難する。
- ・火災現場には近付かない。
- ・避難用携帯カードの代用として、生徒手帳・生徒証明書を常時携帯する。(血液型・身体の特徴・被災時の落ち合う場所などをあらかじめ記載しておく。)

6 災害(火災・地震・津波)発災時 行動内容概要

危機管理委員会

◎発災時

学校施設管理上の制限区域(立入り禁止区域)の設置。

公的防災機関・防災市民組織との連絡調整。

重要書類を持ち出し、安全(水浸しや散逸防止)を図る。

◎地震時

危機管理委員会メンバーは校長室へ集合→学校災害対策本部設置。

校内外状況の迅速把握態勢の設置。

関係機関との情報授受及びその一元化处理。

指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達。

◎火災時

非常ベル、校内放送による緊急伝達・全校避難態勢・初期消火活動の指示・消防への通報。（とっさに、誰でもよい。ただし、その申告と責任による確認があること。）情報の一元化处理。

危機管理担当者

◎地震時

学校災害対策本部の指示の確実・迅速な伝達。

情報の迅速収集と正確性の判断。

各班間の連絡調整。

学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日／夜間等）。

◎火災時

安全の見極めと遅滞ない避難の判断。

初期消火活動の迅速行動。

消防への協力指示。

鎮火後の状況確認及び事後対応。

学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日／夜間等）。

7 危機管理委員会の今後の対応

○マニュアルの周知徹底

災害時における、学校や教職員、生徒のそれぞれが果たすべき役割・心得について、新たな知見、情報に基づき、適宜、本マニュアルを見直すとともに、教職員や生徒一人一人が、緊急時に、迅速かつ適切に行動できるよう、特別活動の時間を利用した防災教育の実施や、生徒手帳への「心得」の添付など創意工夫をこらして、内容の周知・徹底を図る。

◎その他

○大規模災害に備えた計画的な備蓄

東南海・南海地震など大規模地震が懸念されており、帰宅困難となる生徒に対する対策など更なる準備が必要となりつつある。そのため、宗教教室など待機場所をあらかじめ指定し、確保するとともに、食糧や水、医薬品、毛布等の備蓄について、生徒全員につき三日間の食料・水・毛布の備蓄を行っているが、今後、教職員及び避難住民の為の備蓄のあり方について検討していく。

発災時（火災・地震・津波）

各 班

集団指導班

生徒が安全に避難出来るよう、直接生徒に指示・指導。

連 絡 班

校舎内に逃げ遅れた生徒がいないかの確認。

関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集。

事態の総合的かつ正確な掌握に努め、その情報を適宜適切に委員長や各班に伝達。

施 設 班

学校施設・設備等の点検。校内を巡視。

地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請。

食 糧 班

学校で保護する生徒への食事の準備。

給食・給水の必要性や数量的見極め。

救 護 班

けが人への応急対応。

迅速出動の態勢。（連絡班との連携）

医療機関の被害程度の確認。

地 域 班

地域住民の緊急避難場所に指定されている為、避難者の受け入れ等。

8 特別警報発令時・台風等接近による対応について

特別警報発令時や台風の大きさ・速度・方向等により、人命優先を第一に考え、登下校は生徒手帳をもとに協議する。

学級での下校指導

- ①単独行動を取らない。
- ②側溝に足や傘などを入れない。
- ③風が強いときには傘をささない。
- ④海や川には近づかない。

◎＜特別警報発令時・台風接近による場合のガイドライン＞

高石市に、暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・波浪の各特別警報、又は暴風警報（暴風警報以外を除く）が発令された場合は自宅待機とする。ただし、

- ① 午前6時30分現在に解除されている場合・・・平常通り始業
- ② 上記①以降、8時30分以前に解除されている場合・・・午前10時30分朝礼
- ③ 午前8時30分現在に解除されていない場合・・・臨時休校
- ④ 高石市以外の大阪府の地域及び他府県に居住する者は、高石市に発令されていなくても、居住する府県・地域（通学経路を含む）に発令されている場合は、上記①～③に従い行動する。

学校に登校後警報が出た場合、警報が出そうな場合。

- ① 登校後、上記の警報が発令された場合学校内待機。
- ② 上記の警報が解除された場合、校長が安全確認後(集団)下校する。
- ③ 午後から警報が発令される可能性がある場合、校長が安全確認後早めに(集団)下校する。

9 交通機関の運休について

南海電車（難波～泉佐野間）が運休している場合、授業は次の通りとする。

- ① 午前6時30分現在に解除されている場合・・・ 平常通り始業
- ② 上記①以降、午前8時30分までに解除されている場合・午前10時30分朝礼
- ③ 午前8時30分現在に解除されていない場合・・・ 臨時休業
なお、午前6：30～午前8：30までの間に運休が発生した場合は、校長が臨時休業を行うかどうかを決定する。

定期考査・課題考査期間中に交通機関の運休が起きた場合

（交通機関とは、南海電車 難波～泉佐野間）

- ① 午前6時30分現在、解除されている場合・・・考査の時間割で実施
- ② 上記①の時間以降に解除された場合・・・該当する考査は、定期考査最終日の翌日に実施（翌日が日曜日の場合、月曜日に実施）
なお、午前6時30分～午前8時30分までの間に運休が発生した場合、該当する考査の実施の有無は校長が判断する。

定期考査・課題考査期間中に特別警報・暴風警報が高石市に発令された場合
（特別警報とは、暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・高浪の各特別警報）

- ① 午前6時30分現在、解除されている場合・・・考査の時間割で実施
- ② 上記①の時間以降に解除された場合・・・該当する考査は、定期考査最終日の翌日に実施（翌日が日曜日の場合、月曜日に実施）
- ③ 高石市以外の大阪府の地域及び他府県に居住する者は、高石市に発令されていなくても、居住する府県・地域（通学経路を含む）に発令されている場合は、午前6時30分現在、解除されている場合・・・考査の時間割で実施
午前6時30分以降に解除された場合・・・自宅で待機する。
（担任・代行からの連絡を待つ）

災害発災時 在学中の生徒対応について

* 交通機関が不通になった場合（鉄道・バス等）

○ 企画運営委員会の教職員で本部を設定する。

○ 生徒は各自クラスで待機。

本部

今後の対応を検討し決定する。

交通機関の復旧状況を適切な時間ごとに確認しながら、各学年（各クラス）に情報を伝える。

校長が安全確認の上、生徒の下校指示を出す。

各路線の復旧状況により各学年主任と連絡を取り随時生徒を下校させる。

徒歩・自転車通学の生徒は通学路の安全が確認出来れば下校させる。

保護者の迎えがある場合は教員が確認の上、引き渡す。

最後の一人まで下校確認（安否確認）をする。

* 早急に生徒の通学路線を確認しクラス単位の一覧表を作成する。（IT委員会）
（将来的に携帯電話を持っている生徒には携帯電話番号を記載）

○ 各学年主任・担任・担任代行

クラスの生徒を掌握し、本部からの指示に従って生徒を随時下校させる。

（その際、電子ルートのデータベースを利用し定期券等で該当生徒であるか確認の上、下校させる）

○ 保護者への対応

* さくら連絡網・HP を利用し学校の生徒対応の内容を連絡する。

通学路の安全確認、鉄道・バスの運行状況等により随時下校の報告。

各方面の下校状況を連絡し、下校にかかる所要時間に少し余裕をもって貰い帰宅が遅れている場合は学校に連絡してもらう。（安否確認の為）

* 登下校途中の生徒は生徒手帳の最終ページ参照。

* 特別警戒警報・暴風警報が発令される可能性がある場合、交通機関の影響も考えられるので校長は安全確認の上、随時生徒を下校させる。

* 下校（帰宅）困難な生徒・教職員の為に高校宗教教室を使用する事もある。
（保護者との確認、了解の上）

10 新型コロナウイルス感染症への対応について

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が適応された場合
毎朝、登校前には体調確認及び検温を行い「健康観察カード」に記録すること。
また、原則家を出る時点から帰宅するまでマスクを着用すること。

(体育の授業時等対策を講じた上で指示があった場合を除く)

37. 3℃(本校規定)以上の発熱・咳、あるいは、倦怠感等の風邪症状がある場合や体調が優れない場合は登校しないように促しその際は必ず保護者から、朝8:10までに「さくら連絡網」又は朝7:50~8:10の間に、学校へ電話連絡をしてもらうこと。(なお、この場合内容を確認し出席停止の扱いとする)

- ・家を出る前に検温を忘れた生徒は、登校後必ず保健室前に設置してある体温計で体温を測ること。(異常がある場合は保健室に申し出て指示に従うこと)
- ・登校した生徒は昇降口に備え付けてあるアルコールで手指の消毒をすること。
- ・校内では常に手洗い・うがい・手指の消毒を心がけること。
- ・各教室・廊下の窓を開けて換気に努めること。(30分に一回5分程度窓や扉を開ける)
- ・登校後37.3℃以上の発熱や風邪症状がある生徒はカウンセラールームなど別室で待機させ、保護者に連絡をして迎えに来てもらうこととする。待機教室に複数の生徒がいる場合は、マスクを着用させ、2m以上の間隔を開けさせる。
- ・登下校時は、可能な限りソーシャルディスタンス(2m程度、最低1m以上の間隔)を保持し、特に公共交通機関を利用する際は、車内で極力声を発することなく、周囲への配慮の気持ちを忘れないようにすること。
- ・登校しない日であっても、手洗い・うがい・消毒・咳エチケットを心がけ、やむを得ず外出する際は、“3密”を避け、感染症対策を十分に行うこと。
- ・部活動の際、部顧問は、各団体のガイドライン等に基づき活動すること。

生徒の登校に伴う、新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル

*新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

①基本的な感染症対策を徹底する。

感染症対策のポイントは、「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取り組みを、誰もが実施できるようにする。

②3つの密を避けることに留意する。

クラスター発生を防止するため、リスクが高くなる3つの密を避けるように工夫を行う。

3つの密:「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」

③校内の保健管理体制を整備する。

保健管理体制を整備し、生徒の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

④日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるように、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

⑤心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える生徒の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラーによる支援など、心のケアを適切に実施する体制を構築しておく。

⑥新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別をさせない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する。感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分配慮するとともに、SNS等で不用意な発信をしないよう指導する。

*生徒もしくは同居するご家族が感染の疑い、PCR検査受検予定となった場合のお願い

・速やかに学校へ連絡をお願いします。その際、保健所・医療機関からの指示内容もお伝えください。また、PCR検査を受検した、又は受検する場合は、経緯や結果判明日などをお知らせ頂き、結果が判明次第、本校へ連絡下さい。

・保健所等により、本校生徒が濃厚接触者に特定された場合は、該当生徒が、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止となります。出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間ですが、保健所・医療機関の指示に従い、登校の際には、必ず事前に本校へ連絡をお願いします。

*生徒もしくは教職員などで感染が確認された場合の本校の対応

・生徒又は教職員等で感染が判明し、本校での周囲との接触が確認された場合は、大阪府教育庁・学校医と連携しつつ、保健所の指示及び助言に従って、本校での感染症拡大防止に向けた対応、及び学校運営・整備上必要と思われる期間を臨時休業とさせていただきます。なお、臨時休業確定時点で、登校している生徒がいる場合は、可能な限り速やかに下校させます。その際の対応につきましては、「さくら連絡網」等で連絡させていただきます。

*個人情報の取り扱いについて

・濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から対象者の連絡先などの個人情報提供を求められる場合は、大阪府個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供させて頂くことがございます。感染症拡大防止の観点から、何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

・万が一、本校生徒やそのご家族が、感染者・濃厚接触者となった場合、個人情報に関わるお問い合わせにはお答えできません。また、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、SNSを含めた情報発信は厳に控えて頂きますよう、お願い申し上げます。

1 1 熱中症事故防止ガイドライン

○熱中症とは

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。また、高度の意識障害や血圧低下など循環障害を認めた場合、後遺障害として中枢神経障害（記憶、認知能力の低下）が生じる場合があります。学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。

文科省からの通達では、学校教育法施行規則、第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意する必要があるとされています。（地震、台風、大雨等と同じ扱い）また、令和 6 年 4 月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されています。

○熱中症予防の原則

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動は休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。激しい運動では、休憩は 30 分に 1 回はとることが望ましい。

2. 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向があり、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これはからだ暑さに慣れていないため、急に暑くなったときは運動を軽くして、1 週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した活動計画を考えること。

3. 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動を軽減する。特に肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調チェックや運動中の健康観察を行い、寝不足や体調の悪い人は暑い中で無理に運動をしない、させないこと。

【学校での基本的な注意事項】

- ・活動中、具合が悪くなったら我慢しないで申し出ることを徹底する。
- ・こまめに休憩時間を設け、水分補給を行うよう注意喚起を行い、自由に水分補給できる環境を整える。
- ・活動中やその前後の健康チェックを行い、適切な措置をとること。

○熱中症警戒アラートと暑さ指数（WBGT）の活用について

体育や運動活動時の熱中症予防の指標としては、下記の暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラートを用いて、柔軟に対応する。

※熱中症警戒アラートとは（令和3年4月28日より運用開始）

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことであります。環境省や気象庁のホームページより最新の状況を確認してください。また、メール配信サービスや環境省公式アカウントによるLINE 通知などもあります。

暑さ指数に応じた注意事項等※1

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(*1) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3J(2013)より

(*2) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より、同指針補足 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。

運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

※1 環境省『夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020』

※2 環境省 熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

○マスクの着用について

生徒がマスクの着用を希望する場合、マスクの着用を否定はしないが生徒の様子には十分注意をすること。

○熱中症重症度分類 2015

分類	症状	治療
I 度 (軽度)	<ul style="list-style-type: none">めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉の硬直（こむら返り）意識障害はない	<u>通常は現場で対応可能</u> 冷所での安静、体を冷やす、経口的に水とナトリウムの補給を行う。
II 度 (中等度)	<ul style="list-style-type: none">頭痛、吐き気、倦怠感、虚脱感（ぐったりする、力が入らないなど）集中力、判断力の低下	<u>医療機関での診察が必要</u> 体温管理、安静、十分な水とナトリウムの補給。経口摂取困難な時は点滴。
III 度 (重度)	<ul style="list-style-type: none">意識障害、けいれん発作呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクとひきつける	<u>入院、集中治療が必要</u>

○現場での応急処置

涼しい場所へ移動する

学校内であれば保健室など空調設備の有る部屋へ移動する。ない場合は、日陰で風通しの良い場所へ移動する。

脱衣と冷却

迅速に体温を下げることであれば救命率があがります。

衣類を脱がせる、または緩めて風通しを良くする。濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐことによってからだを冷やす。（ホースで水をかけることも有効です）

氷やアイスパックがある場合は、首やわきの下、足のつけ根の大きい血管が通っている部分を冷やす。

水分・塩分の補給

通常的水分補給にはスポーツドリンクで十分ですが、軽度から中等度の症状には経口補水液が望ましいとされています。迷った場合は経口補水液を飲ませてください。

水ばかりを補給すると二次脱水(自発的脱水)が起こるため注意が必要です。

現場で対処できる

- ① 意識がしっかりしている
- ② 普段通り、しっかりと水分を飲む

迷わず医療機関へ

- ① ペットボトルのキャップが開けられない
- ② 意識がはっきりしない（自分の名前、時間がわからないなど）
- ③ 飲み物が飲めない、口からこぼれてしまう

参考資料：独立行政法人 日本スポーツ振興センター「熱中症を防ごう」
医学博士 谷口英喜 監修 「脱水症&熱中症」

1.2 光化学スモッグ・PM2.5発生時の注意事項

- (予報) ①屋外での特に過激な運動は避けるようにする。
②目やのどに刺激を感じた人は、洗顔うがいをするようにする。
- (注意報) ①屋外になるべく出ないようにする。
②屋外での運動は避け、屋内に入るようにする。
③目やのどに刺激を感じた人は、洗顔うがいをするようにする。
- (警報) ①屋外になるべく出ないようにする。
②屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの処置をとる。
③目やのどに刺激を感じた人は、洗顔うがいをするようにする。
- (重大緊急予報)
- ①屋外には出ないようにする。
 - ②警報と同じ処置をとっているか再確認する。
 - ③目やのどに刺激を感じた人は、洗顔うがいをするようにする。

1 3 法定伝染病・食中毒・病原性大腸菌「O-157」等の対応について

◎保護者や生徒に対しての指導

①手洗いを励行させる。

授業間・昼休み・トイレ・清掃・体育後・食事前の石けん手洗い

②ハンカチ・ちり紙をいつも身に付けさせる。

ハンカチは洗濯したものと毎日取り替える。

③清潔な下着と衣服を着用するように指導する。

④水道水の使用について指導する。

蛇口に口をつけて飲まない。

残留塩素が検出されない水道水は飲まない。

⑤感染について正しく理解させる。

治った人からは感染しないこと。

汚染された食品や水などによる経口感染であること。

◎教職員の心得

毎日の健康観察を入念に行う。

腹痛・吐き気・下痢などの症状があるときは、保護者に連絡を取り、医師の診察を受けるようにすすめる。

◎患者や保菌者が出た場合の対応

①衛生委員会で事後措置を協議する。

校長・教頭・学年主任・担任及び、学校医に連絡相談し、必要によっては、協議への参加を依頼する。

②概要を大阪府私学・大学課に連絡し、指導を受ける。

③該当生徒及び全校生徒への指導を適切に行う。

法定伝染病及び病原性大腸菌等の保菌者は、出席停止とする。

担任は生徒の保護者と連絡を取り、必要に応じて家庭訪問し実態把握をする
とともに生徒を激励する。(家庭訪問できない場合は電話で励ましを行う)

プライバシー保護に留意するとともに、秘密を守る。

該当生徒がいじめにあったり、差別を受けたりする問題が生じないように適切な指導を行う。

③ 外部との対応は、窓口を一本化する。

マスクミヤ保護者等からの問い合わせについては、窓口を一本化し職員が個々に対応しないようにする。(窓口は教頭とする)

1.4 不審者の侵入の際の対応

◎教職員の心得

生徒の安全確保を第一とする。生徒からの連絡・教師による発見。

凶器をもたない場合

- ①その場で声をかける。
「何かご用ですか」
「誰にご用ですか」等
- ②状況により、生徒に職員室に知らせるよう指示する。
- ③情報を得たものは場所・人数を聞き、速やかに対応する。
- ④状況を判断し警察に通報する。
- ⑤職員3名以上で急行する。
(さすまた等を持参)

凶器をもつ場合

- ①生徒を避難させ、安全を確保する。
- ②非常事態をまわりに知らせる。
火災報知器を押す・ガラスを割る等、大きな音をだす。
- ③近くの椅子・竹ぼうき等を持ち、距離を保ち時間を稼ぐ。
- ④近くの生徒に職員に知らせるよう指示をする。
- ⑤警察に通報する。
- ⑥職員3名以上で急行する。
(さすまた等を持参)

* 「さすまた」は事務所・職員室・警備員室（正門、東門）に設置。

登下校時の不審者（声かけ・連れ去り）への対策・対応

①日常的に危険な場所（人通りが少ない・暗い等）の状況を把握しておく。

②通学路の確認

- ・人通りの少ない所や街灯の少ない所を避けさせる。
- ・危険を感じたら大声を出し、どの家でもいいから駆け込み助けを求めさせる。

◎生徒の心得

校内で不審者に遭遇したら不審者に近づかず、その場から立ち去る。

- ・近くに職員がいない場合は、職員室や事務室、警備員室等に駆け込み、状況（場所と不審者の人数、他の生徒の様子、ケガ人）を説明する。
- ・連絡後は教職員の指示に従い、避難・待機する。

通学路で不審者に遭遇したら

- ・危険を感じたら大声を出し、どの家でもいいから駆け込み助けを求める。
 - ・家庭や学校、警察への報告をする。
- バス・電車内で不審者に遭遇したら
- ・乗務員又は駅員に助けを求める。
 - ・乗務員又は駅員の指示に従い、避難・待機する。
 - ・家庭や学校、警察への報告をする。

15 いじめ問題の対応について

いじめ問題発見

- ◎保護者・本人からの訴え、まわりの生徒からの報告、教師の発見。
 - すぐに対応する。（担任・関係職員）
 - 事実を把握し、報告する。
担任→学年主任→生活指導部→教頭→校長
 - 共通理解し、対応について協議する。
学年又は、必要に応じて全職員で検討する。
- ◎被害生徒への助言指導・加害生徒への指導（担任・学年主任・生活指導部）
状況により、学級、学年、全体での指導を進める。
- ◎保護者への対応（担任・学年主任・生活指導部・教頭・校長）
- 被害生徒の保護者へ
実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
- 加害生徒の保護者へ
事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。
- ◎生徒への指導の継続
指導を継続し、随時指導の経過を報告する。
解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。
事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し対応する。

*状況に応じてスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

*事実確認の結果、いじめ行為が認知された場合。

- いじめ対策委員会を設置し、必要に応じて学識経験者等の第三者委員会を設ける。
- ・管理職は学校法人に報告し相談する。又、状況に応じて、大阪府知事に報告すると共に、大阪府私学・大学課、大阪私学人権教育研究会等に相談する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ネット上の書き込みについては所轄警察署や大阪法務局人権擁護部等、外部機関と連携して対応する。

1 6 不登校や不登校傾向問題の対応について

不登校や不登校傾向の児童の把握

○休みがちな生徒や保健室によく出入りする生徒等の把握をする。

(担任・学年主任・養護教諭) + 全教員

事実の把握、原因の究明

○休む原因、保健室来室の原因の究明にあたる。

(担任・学年主任・養護教諭) + 全教員

○不登校対策委員会(学年又は、全職員)

状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。

あきらめない・見捨てない・根気強く。

教職員の心得

○指導の経過について随時報告し、指導やカウンセラー等の対応を継続する。

(担任)

○定期的に、学年会等を開き、解決策について検討する。

1 7 万引き問題の対応について

店舗・保護者・地域等からの連絡有り

○速やかに対応する。

○指名された職員が不在の場合は、不在の旨を知らせ、管理職とかわる。

報告→担任・学年主任・生活指導部・教頭・校長

校長・教頭→情報に基づき事実の確認調査を指示する。

事情聴取(日時・誰が・何処で・何をどのような方法で)

必要に応じ管理職も入る。

保護者への連絡

特に、被害者への対応は誠意を持って迅速に行う。

万引きは窃盗罪であることの認識を徹底させる。

店舗等への謝罪は保護者、本人とは別に管理職(学校)の謝罪が必要な場合もある。

1 8 生徒間暴力問題の対応について

教師が発見した場合は、その場で制止する。

状況により、近くにいる生徒に職員室に知らせるように指示する。

生徒からの連絡

○場所・人数・誰と誰かの概略を聞き、速やかに対応する。

○単独では行かない。男子職員最低2名以上で急行する。

○けが等があれば、まずその治療を優先する。

○状況により救急車の要請、保護者への連絡

報告→担任・学年主任・養護教諭・生活指導部・教頭・校長

校長・教頭→情報に基づき事実の確認調査を指示する。

事情聴取（日時・誰が・どこで・誰に対し・原因は・動機は）

別室にて聴取し、個別に言い分を十分聞く

必要に応じ管理職も入る。

関係保護者への連絡では、特に被害者への対応は誠意を持って行う。

1 9 深夜徘徊・無断外泊・家出問題の対応について

保護者からの連絡

報告→担任・学年主任・生活指導部・教頭・校長

校長・教頭→情報に基づき事実の確認調査を指示する。

状況により、警察への保護願いを保護者に出してもらう。

複数校又は、広範囲にわたる場合は関係学校や諸機関との連絡を密にする。

保護・発見されたら

○本人の状況等考慮しながら事情を聞く。

○保護者に対し、今後のことについて話し合いの機会を持つ。

○基本的に本件は家庭の管理下で発生する場合が多く、放任・保護能力に欠ける家庭が少なくないので、保護者への指導も課題である。

20 凶器携帯問題の対応について

日常的な指導で不要品を携帯しない、学校に持ち込まない指導を徹底する。

保護者からの連絡、生徒からの連絡

- 本人の状況等考慮しながら事情を聞く。
- カウンセリング室、生活指導室等で穏やかに尋ねる。
- 生活指導部や担任等複数名で、出来る限り当該生徒と信頼関係を持っている職員を当てる。
- その場で所持していたら提示させ、現物を預かる。
- 所持している目的、どのように入手したか、所有者はだれかを確認する。
報告→担任・学年主任・生活指導部・教頭・校長
校長・教頭→情報に基づき事実の確認調査を指示する。
保護者に対し、今後のことについて話し合いの機会を持つ。

◎学校事故など重大事態が生じた場合のマスコミ対応について

*事態の把握と平行して、法的問題点の整理や今後の対応方針について専門家に相談する。

(1) 取材前に

○マスコミが学校に来る前に、関係職員で速やかに対応について協議する。

校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・各部長・生活指導部・担当学年主任・担任

- ・関係生徒への対応
- ・関係機関への連絡…必要に応じて大阪府私学・大学課へ報告する
- ・関係生徒に関する情報収集
- ・役割分担の確認
- ・マスコミ対応についての確認

(2) 基本的な視点

<取材申し込み等について>

- ・取材申し込み等の外部との窓口は一本化(校長または教頭)する。
- ・取材場所、取材時間を取り決め、電話取材は出来るだけ避ける。

<取材にあたって>

- ・授業や教育活動に支障のない範囲ですすめる。
- ・生徒の教育、人権の保障を常に考えて対応する。
- ・取材は校長室等あらかじめ定めた場所で行うものとする。
- ・トラブル防止のため2名以上で対応する。
- ・原則として校長・教頭・事務長等
- ・あらかじめ予想される質問を考え、きちんと答えられるように準備しておく。
- ・事故に対する学校の態度
- ・事故後の学校の対応
- ・今後の指導方針
- ・事故前の学校の指導や留意していたこと等

(3) 取材の際の心得

○報道機関名、担当記者名を確認する。

○取材に応じる時間を確認する。(○時○分～○時○分まで)

○報道陣の入る場所を限定する。

*生徒に動揺を与えないという観点から

- 生徒の人権や教育上の配慮事項等の約束をする。
学校は教育の場であり、かつ生徒の教育と人権を守らなくてはならないので以下の点について理解を求める。
 - ・生徒や関係者の実名を公表しない。
 - ・生徒等の顔写真の掲載や発表はしない。
 - ・生徒や教師への直接インタビューは、校内外ともに原則として対応しない。
どうしても必要な時は、管理職等の付き添いのもとで行う。
- 憶測や推量で答えない。
- 事実のみ、必要な部分について答える。
- 質問に対して、曖昧なことは「確認中」「まだ確認していない」と答える。
- 質問以外の余分なことに触れないようにする。
- 生徒の人権を守ることを第一に考える。

(5) その他

- ①事故対応の役割を決めておく。
 - 校内の指揮・総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長,
 - 校内への指示事項伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・校長は対外的対応に追われると予想されるので、教頭が中心となる。
 - 外部関係機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・事故報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・大阪府私学・大学課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長
 - 当該生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任・学年主任・生徒指導部
 - 記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任・学年主任・生徒指導部
 - ・記録は事故後のすべての対応について、内容・時刻・相手について記述する。
 - 報告文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭、生活指導部、学年主任担任
 - 電話対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭・学年部長等
 - 校内資料の収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活指導部
 - 該当生徒の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任(速やかに)
- ②各種の情報や噂に惑わされないようにする。
- ③保護者等への説明は、はっきりしていることをできるだけ早い段階で行う。
 - ・憶測による無責任な噂や中傷が流れないように理解と協力を求める。
- ④「今、学校では何をすることがよいのか」を基準にして、方策を検討する。
 - ④ できるだけ手厚く、可能な限り最善を尽くす。

